

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
1	グラフィ ア6	左31 -右1	その言い伝えを模型に再現してみたのが、左の写真だ。・・・ところが、2000(平成12)年、現在の出雲大社のすぐ南側を掘ったところ、・・・	模型製作と発掘の前後関係が不正確である。	3-(1)				
2	グラフィ ア7	左6	直径45.85cm	一般的ではなく理解し難い表現である。	3-(2)				
3	グラフィ ア7	左15 -17	「大和」は積めるだけの救援物資を積み、	確定した事実であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
4	グラフィ ア7	脚注1	「大和」が瀬戸内海から沖縄を往復する・・・「積んでいく燃料は2000 t 以内」と指示していた。	実際に積んだ燃料について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
5	扉	写真	「月光菩薩像」中、「国中連公麻呂の作品と伝えられている。」	「伝えられている」は誤りである。	3-(1)				
6	3		第4節 62 明治文化の花開く	本文の表記と不統一である。	3-(3)				
7	5	図	「東海道五十三次 日本橋」中、「5 街道」	本文の表記と不統一である。	3-(3)				
8	6 - 10		クラスの仲間と歴史を調べよう	学習指導要領に示す「内容の取扱い」(2)アの「小学校における学習を踏まえ、中学校の歴史学習の導入として実施することを原則とすること。」と(2)イの「内容の(2)以下とかかわらせて計画的に実施し」に照らして、選択して扱う記述であって両方とも扱う	2-(1)				
				記述になっておらず、不適切である。					
9	8	写真	日本国道路元標の柱(9頁も同様)	「東京市道路元標」の誤りである。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
10	10		「読んだり, 現地を歩いたりしてわかった日本橋の歴史」中、「日本全土にのびる五街道」	五街道について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
11	11	写真	「貫頭衣を着た倭の婦人」中、『魏志倭人伝』(33頁の『宋書倭国伝』も同様)	26頁17行目には「魏志倭人伝」とあり、表記が不統一である	3-(3)				
12	11	年表	このあいだにおよそ10000年の長い縄文時代が続いた	矢印の意味が理解し難い表現である。	3-(2)				
13	14	図	「大陸から移ってきた動物たち」中、「大形動物」(213頁右囲み内も同様)	15頁4行目には「大型動物」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
14	14	図	「大陸から移ってきた動物たち」中、「ツノジカは北米大陸ではいまでも見ることができる。」	日本列島に存在したのは「オオツノシカ」であり、不正確である。	3-(1)				
15	15	8 - 9	・・狩猟や採集をしていた。(17, 131, 173, 191, 214, 215頁も同様)	表記が不適切である。	3-(3)				
16	15	図	「マンモスの移動をもたらした草原の変化」	着色の意味、海岸線の変化等、説明不足で理解し難い表現である。	3-(2)				
17	15	図	「旧石器時代の代表的な遺跡」中、「約2万年前の海岸線」	線ではなく地域を示しており理解し難い表現である。	3-(2)				
18	16	4 - 5	いままで草原が多かった日本列島に樹木がふえ、やがて山やまが緑の森林でおおわれるようになった。	この時期の日本列島の植生について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
19	19	写真	「空から見た棚畑遺跡の集落」中、「5000～4500年前のおよそ500年の間、このような集落が営まれていた。」	集落の形成過程について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
20	20	9	灌漑	80頁3行目には「灌漑」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
21	20	写真	「殷の時代の甲骨文字」中、「亀の甲らや動物の骨に刻み、焼いてひび割れで占いをした。この文字が漢字のもとになった。」	亀の甲らや動物の骨にあらかじめ文字を刻んでから焼いたように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
22	27	ポイント	②王の権力の証明と中国皇帝	理解し難い表現である。	3-(2)				
23	28	写真	「箸墓古墳」中、「桜井市埋蔵文化財センター」	誤りである。	3-(1)				
24	28	写真	「勾玉管玉小玉」中、「東京国立博物館」(49,51頁も同様)	表記方法が不適切である。	3-(3)				
25	29	写真	「埴輪 挂甲の武人」中、「茨城県下館の古墳から出土した。」	出土地が誤りである。	3-(1)				
26	32	側注1	ピョンヤン	同頁地図中には「平壤」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
27	33	ポイント	①5世紀から6世紀にかけての中国, 朝鮮の分裂国家図	古代の中国・朝鮮の分立状況について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
28	37	4	随	誤りである。	3-(1)				
29	37	ポイント	②「和」を第一とする神仏同等信仰の国家方針	理解し難い表現である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
30	37	地図	飛鳥地方	奈良県の行政区分が不正確である。	3-(1)				
31	40	写真	「水城の跡」中、「壕」	同頁側注2には「濠」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
32	41	表	天皇の系図	「皇系譜」は誤りである。	3-(1)				
33	43	11	班田収受法	誤りである。	3-(1)				
34	44	右25	汚すは	表記が不正確である。	3-(1)				
35	49	写真	紺瑠璃杯 (こんるりのさかづき)	「さかづき」は誤りである。	3-(1)				
36	50	右10	珍 (めず) しい	ルビが誤りである。	3-(1)				
37	56	1 - 4	貴族の間では中国文化は何かと手本にされたが、日本の風土や習慣にも合わせた文化が生まれた。これを国風文化という。	現在の学説状況に照らして不正確である。	3-(1)				
38	59	右5- 7	雲中供養菩薩と名付けられた小さな菩薩たちがさまざまな楽器を手に雲に乗って舞っている。	すべての菩薩が楽器を手をしているように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
39	64	表	「平城京」中、「左の2つの年の間を奈良時代という。」	42頁13～14行目の記述と相互に矛盾している。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
40	66	10 - 11	保元の乱ののち、藤原氏一門の対立から、1159(平治元)年に再び戦いが起こった(平治の乱)。この乱の最後に、平清盛が源義朝を破り、平氏が武士の中で最も有力な勢力となった。	平治の乱の性格について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
41	67	表	「源氏と平氏の系図」中の「源平の争乱」の囲み	義朝、清盛の頃から「源平の争乱」が続いていたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
42	68	9	①	位置が不適切である。	3-(3)				
43	70	左13 -15	源氏の本家のあとつぎであった頼朝は、関東一帯の武士団の支持を得て、挙兵することができた。	頼朝は挙兵時に関東一帯の武士団の支持を得ておらず、不正確である。	3-(1)				
44	72	写真	「南大門」中、「中国・宋の新技术と日本の様式とを組み合わせた力強い建築物。」	南大門が折衷様で作られたように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
45	72	囲み	「鎌倉時代の新仏教」中、「栄西」の説明	唐の臨済宗の教えについて誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
46	72	囲み	「鎌倉時代の新仏教」中、「親鸞」の説明	親鸞のころの「浄土真宗」が「僧俗一体平等の同胞教団」であったとするのは、不正確である。	3-(1)				
47	72	囲み	「鎌倉時代の新仏教」中、「一遍」の説明	「毎日を臨終の時とする信仰」とするのは、誤解のおそれのある表現である。	3-(2)				
48	72	囲み	「鎌倉時代の新仏教」中、「道元」の説明	「栄西の弟子」とするのは、不正確である。	3-(1)				
49	77	図	南朝の会議の様子	鎌倉時代の内裏の様子であり、不正確である。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
50	79	ポイント	⑥割り印に残る習慣	「勘合」と「割り印」との関係について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
51	81	地図	「室町時代の各地の特産品」中、「太宰府」「塩津(しおづ)」	不正確である。	3-(1)				
52	82	14 - 16	連歌もこのころ民衆の間にまで広まり、村の寄りあいなどで、言葉を道具にした娯楽として楽しまれた。	この時期の連歌について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
53	82	17 - 20	3代将軍足利義満は・・高殿を建てて、金閣と名づけた。	義満が金閣の命名者であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
54	88	表	建武の新政1334～1336年(南北朝の争乱、228頁の第二次世界大戦も同様)	年の表記方法が他の表記と不統一である。	3-(3)				
55	90	側注1	一神教で、唯一の神アッラーを崇拝する。(91頁ポイントの「①絶対的な力を持つ一人の神②神が与えた土地」も同様)	一神教としてのイスラム教およびキリスト教の神観念について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
56	91	地図	「地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「大太平洋」(200頁グラフも同様)	誤りである。	3-(1)				
57	91	14 - 17	さらに、16世紀に入ると、東半球でも両国間の領土分割線が定められた。…それを自分たちが進出する領土とみなしたのだった。(同頁地図凡例中「領土分割線」、128頁「トルデシヤス条約」の説明も同様)	スペイン、ポルトガルの勢力分割について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
58	91	地図	凡例中、「最初に到達した地域」	不正確な表現である。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
59	96	側注3	大名や民衆の中の熱烈な信者による神社や寺の破壊や放火も実際におこっていた。	本文の記述との関係が説明不足で理解し難い表現である。	3-(2)				
60	99	6 - 7	いっぽう長谷川等伯のように単色の水墨画にもかかわらず力づよい作品で見る人を圧倒する画家も活躍した。	長谷川等伯が水墨画のみを描いたように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
61	101	地図	「江戸初期のおもな大名の配置」中、「高松」「幕府領」	不正確である。	3-(1)				
62	103	左1- 3	さらに優雅を加えた感覚を完成し、自ら「綺麗寂び」と表現した。	断定に過ぎ、誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
63	111	側注2	同時期の世界の銀の総産出量の半分近くと推定する資料もある。	不正確である。	3-(1)				
64	112	13	築(きづ)いた	ルビが誤りである。	3-(1)				
65	112	図	「燕子花図屏風」中、「左双」	誤りである。	3-(1)				
66	113	側注3	朱子学者であると同時に合理性と実証を重んじた。	朱子学者について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
67	114	右12 -22	元禄時代に佐賀藩で編纂され、武士の・・・『葉隠』という書物には・・・だから、たとえ主君の命令でも、・・・どこまでも間違いをただそうとするのが忠義の道であると説かれていた。	『葉隠』の内容について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
68	115	左2	縄ぬい 草鞋(ぞうり)をつくり 親の手助け	誤りである。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
69	115	左33	名主 (みょうしゅ)	ルビが誤りである。	3-(1)				
70	117	ポイント	①「米中心経済」②「貨幣経済」 (119頁ポイントの「②年貢米経済と貨幣経済」も同様)	幕府の経済政策として両者の関係が理解し難い表現である。	3-(2)				
71	119	側注1	遠山 (とうやま) 景元	ルビが誤りである。	3-(1)				
72	124	側注1	当時の日本人の識字率は世界最高の水準だった。	世界規模の比較が可能であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
73	127	写真	「万年自鳴鐘」中、「天球儀 (てんきようぎ)」	ルビが誤りである。	3-(1)				
74	128	表	享保の改革 1716-45年(1767-86年、1787-93年、1841-43年も同様)	他の表記方法と不統一である。	3-(3)				
75	130	2-4	イギリスでは、国王と、他の身分の人々からなる議会との、長い抗争の歴史があった。	国王と議会との関係について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
76	130	16-17	身分による特権を弱め、人々が平等な市民(国民)として活動する社会を目指し、	「特権を弱め」ることと「平等」との関係について理解し難い表現である。	3-(2)				
77	132	4	カムチャツカ半島	同頁地図「幕府が派遣した北方探検隊の足跡」中には「カムチャッカ半島」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
78	132	側注1	そこには、北方地域でのロシア船の活動に対するこのころの庶民の願いが現れている。	説明不足で理解し難い表現である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
79	134	17 - 18	東アジアでは、約250年間、平和な時代が続いた。(136頁1-2行目「約260年にわたり…鎖国下の日本」も同様)	期間が不正確である。	3-(1)				
80	135	12 - 14	1842年、清は不平等な南京条約に調印した。このように、中国は、しだいにイギリスにしばり取られる一方の存在となっていた。	アヘン戦争後の国際関係における中国の状況について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
81	137	囲み	「ペリーは日本人をどう見たか」中、「ペリーの『日本遠征史』から一部を要訳」	「要訳」は誤りである。	3-(1)				
82	140	11 - 12	そして、長州藩を京都から追放して勢力を回復すると、薩摩藩は幕府と対決する姿勢を強めていった。	説明不足で理解し難い表現である。	3-(2)				
83	140 - 141	18 - 2	1866年、先代の将軍が・・・14歳の明治天皇が即位して・・・。1867(慶応3)年、慶喜は・・・	明治天皇が1866年に即位したように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
84	141	7 - 14	慶喜の意図を見抜いた薩摩藩の西郷隆盛や・・・慶喜の官位(将軍職)と領地の返上(辞官納地)も命令させた。その結果、・・・王政復古の大号令を発し・・・	辞官納地と王政復古の大号令の前後関係が不正確である。	3-(1)				
85	141	側注1	この案はもともと坂本龍馬が・・・倒幕勢力もなだめるものとして考え、	坂本龍馬の案について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
86	141	図	「大政奉還」中、「邨田丹陸」	誤りである。	3-(1)				
87	143	ポイント	②五箇条のご誓文	同頁囲みには「五箇条の御誓文」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
88	148	地図	北欧、スイス、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド	着色の意味が理解し難い地図である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
89	150	地図	「近隣諸国との国境画定」中、外モンゴル地域(163頁も同様)	清国領であり、誤りである。	3-(1)				
90	156	17	日比谷公園	当時日比谷公園が存在したかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
91	160	図	「憲法発布式桜田之景」中、「祝賀式典に臨席する天皇」	不正確である。	3-(1)				
92	161	図	「大日本帝国憲法による立憲国家の仕組み」中、「統帥」に至る破線	説明不足で理解し難い表現である。	3-(2)				
93	167	地図	「鉄道網の発達」中、「米原付近の東海道本線」「京都付近の山陰本線」	不正確である。	3-(1)				
94	171	右18-19	ウラジオストック	168, 170頁の地図では「ウラジオストック」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
95	174	1	北里 (きたざと) 柴三郎	ルビが誤りである。	3-(1)				
96	176	左14	収 (あさ) めた	ルビが誤りである。	3-(1)				
97	180	側注1	オーストリアは19世紀初頭からハプスブルク家が皇帝として支配し、	ハプスブルク家によるオーストリア支配について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
98	181	9-15	日本が出した5項目の中には・・・希望条項に過ぎない・・・。中国政府は、・・・交渉中は秘密、とされていた5項目を「二十一か条要求」と名付けて公表した。・・・日本は希望条項以外を受け	5項目と二十一か条との関係、秘密とされた範囲及び受け入れさせたことについて誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
			入れさせたので・・高まった。						
99	182	左上写真	「演説するレーニン」中、「「暴力革命論」で大衆をひきつけた。」	レーニンの活動について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
100	184	7 - 8	パリ講和会議で、アメリカのウィルソン大統領は、講和のための14か条の原則を提唱し、	14か条提唱の前後関係が誤りである。	3-(1)				
101	185	4 - 5	朝鮮総督府は武力でこれを鎮圧したが、その後は統治の方針を日本との一体化政策などに変更した。	日本の朝鮮統治政策について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
102	189	9	破棄	条約によって解消されたものであり、誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
103	189	ポイント	第1次世界大戦(217頁の「第2次世界大戦」、227頁の「第1次世界大戦」も同様)	本文の表記と不統一である。	3-(3)				
104	190	写真	「新劇」中、「歌舞伎・新派劇に対抗して」	新劇について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
105	197	18	著(いちじ)しい	ルビが誤りである。	3-(1)				
106	197	側注2	満洲	196頁見出し等には「満州」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
107	198	ポイント	①2.26事件	同頁小見出しは「二・二六事件」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
108	201	地図	「1930-1940年代の世界ブロック経済地図」中、「1940年代」	不正確である。	3-(1)				
109	201	地図	1930-1940年代の世界ブロック経済地図	トルコの着色が不正確である。	3-(1)				
110	201	写真	「援蒋ルート」中、「アメリカ、イギリスはビルマ(今日のミャンマー)から仏領インドシナ(いまのベトナムなど)の山岳地帯を抜ける道路を整備した。」	誤りである。	3-(1)				
111	201	側注1	これにひとまず安心したソ連は、1939年4月、日本との間で日ソ中立条約を結んだ。	日ソ中立条約締結は1941年4月であり、誤りである。	3-(1)				
112	203	囲み	迫害されたユダヤ人を助けた日本	本文との関連で理解し難い表現である。	3-(2)				
113	203	囲み	「樋口季一郎と杉原千畝」中、「ドイツからの干渉にもひるまず」	不正確である。	3-(1)				
114	206	14 - 16	この会議以降、日本は、欧米勢力を排除したアジア人による大東亜共栄圏の建設を、戦争の目的としてより明確にかかげるようになった。	「大東亜会議」について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
115	207	7 - 11	日本の南方進出は、もともと自国のための資源の獲得を目的としたものだったが、日本軍の兵士のなかには、…独立戦争に参加する者もあり、その戦いに命をささげた人も少なくない。	アジア諸国と日本の南方進出との関係について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
116	207	ポイント	①アジア諸国の独立運動指導者を集めた大東亜会議	「大東亜会議」の出席者の性格について説明不足で誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
117	211	囲み	「日本を壊滅から救ったアメリカの外交官」中、「ポツダム宣言は、天皇の降伏決断へのヒントとなった。」	ポツダム宣言について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
118	213	1	大日本帝国憲法 (だいにほんていこくけんぽう)	ルビが他の表記と不統一である。(162頁右20行目も同様)	3-(3)				
119	215	写真	「墨で消された教科書」中、「GHQが民主化教育に不相当と指定した部分」	GHQの施策について誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
120	217	写真	「独立の回復」中、「講和条約が発効してGHQ本部の屋上にも」	講和条約発効後のGHQについて誤解するおそれのある表現である。	3-(2)				
121	221	17 - 18	両国の国交が樹立された。(同頁ポイント「⑦中国との国交樹立」も同様)	不正確である。	3-(1)				
122	223	4	・・・と共に、黒澤明の『羅生門』、日本の作品も・・・	文章として理解し難い表現である。	3-(2)				
123	223	囲み	「戦後の主なノーベル賞受賞者」中、「江崎(えざき)玲於奈」「小川誠」	誤りである。	3-(1)				
124	224	グラフ	「一人あたりのGNPの推定額」「電話の設置台数」	二つのグラフの関係が不明確であり、理解し難い表現である。	3-(2)				
125	225	13 - 15	共産主義体制の崩壊によって、世界規模の戦争の危険は去ったが、…地域紛争やテロ事件も続いている。	現代の国際情勢について説明不足で理解し難い表現である。	3-(2)				
126	227	左1- 3	昭和という日本にとって激動の時代を国民と共に歩んだ昭和天皇の次の発言から、その考えを想像してみよう。	時代背景と関連付けて考察させる内容となっておらず、理解し難い表現である。	3-(2)				
127	227	左11 -19	「自分は機関説でかまわないと思う」－憲法学者の美濃部達吉博士が・・・と攻撃されたのに対し－ 「をとめらの雛まつる日に・・・」－天皇の希望どおりに上海事変を早期停戦に	天皇の「機関説」及び「上海事変」について、説明不足で理解し難い表現である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 20-3		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1・2	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
			持ち込んだが、・・・						
128	227	左28	米国との戦争は3ヶ月くらいで片づく見込み	誤りである。	3-(1)				
129	227	右13 -14	3月前	不適切な表現である。	3-(3)				
130	227	右15 -16	引用文献：半藤一利『聖断』・保阪正康『昭和天皇、敗戦からの戦い』・松本健一『畏るべき昭和天皇』	学習上必要な出典が不備である。	2-(14)				
131	228	表	「満州国建国」中、「・・・日本の陸軍部隊は・・・国際連盟を脱退することになった。」	主語と述語の関係が不適切であり、理解し難い表現である。	3-(2)				
132	228	表	「第二次世界大戦」中、「ドイツがソ連と密約を結び・・・イギリス、フランスがドイツに宣戦布告・・・日本とアメリカのあいだでも・・・世界を2分する戦争となった。」	ソ連について理解し難い表現である。	3-(2)				
133	228	表	「日本国憲法公布」(1946年)中、「敗戦後、アメリカ軍を中心にした日本占領の連合軍は、・・・憲法の改正を求めた。日本政府はやむをえずこれを受け入れ、改正し公布した。」	学習指導要領の内容(5)キ「第二次世界大戦後、国際社会に復帰するまでの我が国の民主化と再建の過程・・・について、・・・理解させる」に照らして、日本国憲法と現代の日本との関係について説明不足であり、扱いが不適切である。	2-(1)				
134	237	さくいん事項	五色塚古墳・・・30	該当頁に記述がなく、組織が不適切である。	2-(10)				
135	239	さくいん事項	日比谷焼打ち事件	170頁では「日比谷焼き打ち事件」とあり、表記が不統一である。	3-(3)				
136	242	年表1	縄文土器	誤りである。	3-(1)				